

●香川県告示第535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年12月13日から平成26年1月6日まで一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀三好線（4号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市郡家町字八幡上2312番1 地先から	前	8.0~13.3	178	交通安全施設整備事業 による歩道整備
丸亀市郡家町字地頭724番1地 先まで	後	8.8~34.2	178	

- 4 供用開始の期日 平成25年12月13日